

道路占用許可申請書
協議

新規	更新	変更	第 年 月 日
----	----	----	---------

地域振興局長 様

年 月 日

〒

住所

氏名

担当者

TEL

E-mail

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。
第35条 協議

占 用 の 目 的			
占 用 の 場 所	路線名		車道・歩道・その他
	場 所		
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施 の 方 法
道 路 の 復 旧 方 法		添付書類	
備 考			

記載要領

- 「許可申請協議」、「第32条 及び 「許可を申請協議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

		許可			
		道路占用		第	
		書		号	
		回答		年 月 日	
左記	申請 協議	の道路占用について		下記条件を付して許可します。 下記のとおり回答します。	
地域振興局長					
記					
1	占用の面積（数量）				
2	占用の期間	年	月	日から	年 月 日まで
3	工事の期間	年	月	日から	年 月 日まで
4	占用料	額	円（ただし	年度分	円）
(1) この金額は、期間中であっても変更することがある。					
(2) 占用料は、別に発行する納入通知書により、指定期限までに納入すること。					
5	その他の条件				
() 掘削後の路面復旧は別添により行うこと。なお、検査完了後 年以内に工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、占用者の負担において施行すること。					
() マンホール首部周辺の路面が、マンホールに起因して補修を要する状態になった場合は占用者の負担で施行すること。					
() 道路管理者が、道路に関する工事のため占用許可を取り消し、占用物件の移転、除却等を求めたときは、これに従うとともに、その費用は占用者において負担すること。					
() 占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じたときは、占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。					
() 道路占用者は、道路法令その他遵守すべき個別法令、条例、規則、ガイドライン等及び当該法令等において定められた維持管理基準を遵守すること。					
() 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。					
() 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。					
() 道路管理者が実施する路面下空洞調査により発見された空洞について、道路管理者と占用者の現地立会いの結果、両者合意の上で占用物件が原因と特定された場合は、道路法第58条に基づき、当該調査等に要した費用は占用者において負担すること。なお、当該空洞の復旧工事を道路管理者が施行した場合は、当該工事に要した費用も同様に占用者において負担すること。					
() 占用物件の占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告すること。					
() 占用許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、道路管理者から占用物件の維持管理の状況等について報告を求められた場合にはこれに応じること。また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う場合には応じること。					
() 道路管理者から、道路占用者が適切な維持管理を行っていないと認め、その是正のため損傷箇所の修繕のほか類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられた場合にはこれに応じること。					
() 当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときには、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告すること。					
() 占用物件の点検の実施状況等その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、新潟県地下占用物連絡会議が必要と認めるものについて、新潟県地下占用物連絡会議から報告を求められた場合にはこれに応じること。					
() 気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じること。					
() 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、占用物件が添架された柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理すること。					

申請書添付書類

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 占用物件の位置図（占用場所を朱書すること。） | 6 隣接の土地の所有者等利害関係人の同意書 |
| 2 占用場所の平面図、横断面図及び縦断面図 | 7 現地の状況を示す写真 |
| 3 占用物件の構造図、設計書及び仕様書 | 8 その他必要な書類 |
| 4 道路の掘削断面図、復旧断面図及び面積計算書 | 注）更新の場合にあつては提出を求められたもののみ、 |
| 5 他の官公署の許認可書又は確認書の写し | 変更の場合にあつては1、変更の理由書及び2から8
までで変更事項に関するもののみとすることができる。 |

留意事項（更新の場合は7から14までを適用）

- 1 工事に着手しようとするときは、3日前（道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は14日前）までに、着手届に道路交通法第77条の規定による許可書の写しを添えて提出し、工事を施行するための指示を受けること。
- 2 工事に伴う危険防止のため、新潟県道路占用規則（以下「規則」という。）に基づき保安上必要な措置を講ずること。
- 3 工事は、道路法及び規則に定める方法で施行すること。
- 4 工事の施行により他に損害を与えた場合は、占用者の責任と負担において処理すること。
- 5 工事实施の方法、道路の復旧方法及び工事の期間等を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可申請書に係る書類を添えて提出し、許可を受けること。
- 6 工事が完了した場合は、直ちに工事着手前、工事中及び工事完了後の写真を添えて完了届を提出し、検査を受けること。
- 7 修繕工事等により占用物件を変更しようとする場合（重量の著しい増加を伴う場合を除く。）は、あらかじめ変更届を提出すること。
- 8 占用物件（地下占用物件を除く。）の設置場所又は見やすい箇所に道路占用許可済証を貼付すること。
- 9 住所又は氏名を変更したときは、速やかに住所氏名変更届を提出すること。
- 10 占用者は、その権利を他人に譲渡しようとするときは、譲渡を受けようとする者と連名で譲渡承認申請書に譲渡の理由を証明する書類を添えて提出し、承認を受けること。
- 11 申請者の一般承継人は、その承継後速やかに承継届に承継の原因を証明する書類を添えて提出すること。
- 12 占用期間の満了後引き続き占用するときは、当該期間満了の日の1カ月前までに道路占用許可申請書に位置図を添えて提出すること。
- 13 占用物件は、道路管理上及び交通上支障を生じないよう、常に良好な状態で維持管理すること。
- 14 占用を廃止した場合（占用期間満了で期間の更新を行わない場合も含む。）又は占用工事を取りやめた場合は、速やかに廃止・取りやめ届を提出し、必要な指示を受け道路を現状に回復する等の処置を講ずること。

付 記

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。
- 2 処分の取消しの訴えについて
(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。